

資産純増ベースの貯蓄率をめぐって

高山憲之

1989年7月 経済研究 第40巻 第3号
〔抜刷〕

資産純増ベースの貯蓄率をめぐって

高山憲之

1 問題の所在

1987年の国民1人あたりGDPは日本が約2万ドル、アメリカ合衆国約1万8000ドルとなり、日本がアメリカ合衆国の計数をはじめて上回った。他方、同年末の国民1人あたり個人金融資産は日本が約4万7200ドル、アメリカ合衆国3万6600ドル弱(1ドル122円で換算、株式は時価評価)であった。また日本全体の土地評価額は同年末に約1640兆円に達し、アメリカ合衆国全体の土地評価額(約3.3兆ドル、1987年)のほぼ4.1倍に相当しているといわれている。日本はフロー面でもストック面でも世界の経済大国になったようである。

上述のような資産の蓄積は一体、どのように進んだのだろうか。とくに資産蓄積と年々の貯蓄はどういう関係にあったのだろうか。

貯蓄として統計上利用されている計数とこの資産蓄積は必ずしも厳密には対応していない。貯蓄を資産純増ベースのそれに概念調整する必要がある。

以下では、まず耐久消費財の取扱いを持家の帰属家賃との比較において概念的に議論する(第2節)。ついで第3節で資産純増ベースの貯蓄率を定式化する。第4節では総務庁『全国消費実態調査』(1984年)における統計上の諸問題を考察する。第5節で貯蓄率を計測することにしたい¹⁾。

1) 本稿は筆者を主査とする研究グループ(舟岡史雄・信州大学教授・大竹文雄・大阪府立大学講師・関口昌彦氏・渋谷時幸氏)が経済企画庁経済研究所で行った研究に依拠している部分が少なくない。また倉林義正・橋大学教授・西山茂・大阪大学助教授には有益なご助言をいくつか頂戴した。お礼申しあげる次第である。本稿の基礎になった研究に対して文部省科学硏究費補助金(一般研究C—課題番号63530023)を受けた。記して謝意を表したい。

本稿における貯蓄率の計測は、R. アイスナー流のTISA(Total Incomes System of Accounts、全所得の勘定体系)とほぼ同様の問題意識に立脚している²⁾。なお、このTISAは、哲学・主たる関心領域・計測の方法等において新SNAとは根本的に異なっている。あらかじめ読者の注意を促しておきたい。

本稿において資産に着目することにはもう1つ別の理由がある。日本では1986年から1987年にかけて土地・株式のキャピタルゲインがGNPの計数を上回った。すなわち経済企画庁『国民経済計算』(1989年)によると、1986年のGNPは331兆円であった。一方、土地と株式のキャピタルゲインは同年の1年間にそれぞれ245兆円、121兆円発生し、合計で366兆円に達したと推計されている。また1987年のGNPは345兆円、土地と株式のキャピタルゲインはそれぞれ371兆円、106兆円(合計477兆円)であった。このような事態が長づきするとは必ずしも考えられない。しかしご稿(文献[21])で述べたように、日本においても家計の資産保有額は今日それなりに厚みをましている。また現金収入の多寡と保有資産額の高低とは必ずしも一致していない。こうした中にあって所得を基軸とする従来の公平観念には、今日「揺らぎ」が生じているのではないだろうか。所得だけでなく資産・消費のいずれをも考慮したバランスのとれた形での分析が望まれよう。これまで資料の制約によってそれほど明らかではなかった資

2) TISAの構造と計測の詳細は、文献[4][5]に示されている。なお倉林[11](第6章)もTISAに言及しているので、参照を乞いたい。また大前[15]も資産純増という観点から日本の貯蓄率を議論している。大前[15]の議論はいくつかの点で問題があるが、ここでは述べない。とりあえず日本銀行調査統計局[14]の評論を参考にしてほしい。

産に着目しようとする意図はここにもあるのである。

2 持家・耐久消費財の帰属サービス：概念上の諸問題

貯蓄は可処分所得から消費支出を控除した残差である。貯蓄を問題にするとときには、したがって消費支出や可処分所得にどのような項目を含めるかが概念的に問題となる。

所得については、できるかぎり包括的(comprehensive)な概念で考えるということが原則的には要請されよう。その場合、単に現金所得だけではなく、各種の現物所得(農家の自家消費・妻の家事サービス・持家の帰属家賃・耐久消費財のサービスフロー等)をも考慮することが必要となる。

他方、原則として計上することが望ましくても、統計上の制約から計数の信頼性が必ずしも高くなきものがある。またサービスの経済的評価にあたり、アドホックな仮定をおかざるをえないものもある。

それにもかかわらず原則にしばられて考えられる項目をすべて計上することになると、計測結果の読み方がむずかしくなる。統計数字の信頼性をあくまでも確保しようとすれば、一部の項目については計上を断念せざるをえない。

以上のこととを念頭におきつつ、本節では、持家の帰属家賃と耐久消費財の帰属サービスをとりあげ、その統計上の取扱いについて概念上の問題をまず議論してみたい。

2.1 持家の帰属家賃

国民所得統計の整備にあたり実践的なフレームワークを与えるという点において J. M. ケインズのはたした役割は絶大であった。ケインズにおける最大の関心は失業問題の解決というきわめて実践的なところにあったので、雇用創出につながる所得項目だけが所得概念としては意味をもった。持家の帰属家賃はケインズの所得には含まれられなかつた。

しかるに今日、持家の帰属家賃については、それを所得・消費支出の双方に含めることが統計処理上の慣行となっている。どうして、またいつか

ら、このように取りあつかうようになったのだろうか³⁾。

英米では、家というものは自分で住んだり人に貸したりするものであるという観念が広くいきわたっているようである。住宅の質の面でも広さの面でも持家と借家にあまり違いはない。このような意味において持家と借家にはかなり高い交換可能性(interchangeability)が認められている⁴⁾。

このとき貸家の場合には家賃を所得に計上する一方、持家の場合は家賃相当分を所得に計上しない(現金のやりとりがないから)ということでは筋が通らない。持家の場合であれ借家の場合であれ同一の家屋が経済的にはほぼ同一のサービスを生みだしていると考えができるからである。

また持家の帰属家賃は借家の市場家賃をもってただちに推計することができよう。推計に伴う困難や計数の信頼性という点において英米ではほとんど問題が生じないのである。

国民所得統計の中に持家の帰属家賃を含めるようになったのは、1944年9月に開催された英米加3国の政府統計部局専門者代表ワシントン会議における合意によるところが大きい。英国からは R. ストーンが参加した。この会議において、持家の帰属家賃については英國式の推計方法を採用することが合意された。持家は住宅サービスを生産する経済主体とされ、同時にそのサービスの提供を受けるテナントとして位置づけられた⁵⁾。

住宅サービスの対価である家賃には、修繕・維持に関する費用等(固定資産税・ローン金利支払分等を含む)が含まれている。これらの修繕・維

3) 以下の論述は文献[18]に負っているところが少なくない。

4) 日本では、このような高い交換可能性は今日でもあまり認められない。このため帰属家賃の計測には特別の困難が伴う。本稿 4.4 節をみよ。

5) ワシントン会議の合意事項については文献[3]を参照してほしい。なお新 SNA では、家屋所有者の生産主体としての機能を「産業」の経済活動別分類の中で「自己所有家屋」(831)と特掲している。持家の帰属家賃は、この擬制的「自己所有家屋」産業の付加価値(GDP)を構成し、被用者報酬として家計に分配される一方、家計の消費支出にも計上される。倉林[11]をみよ。

持に要する費用等は住宅サービスの生産に必要な「中間投入」(business outlay)として位置づけられ、付加価値を構成しない。すなわち家計の所得となるのは家賃から修繕・維持費用等を除いた金額である。また消費支出として計上されるのも、それらを除いた金額にほかならない。日本の『家計調査』等では、住宅の修繕・維持に要する費用は消費支出の一項目として扱っている。統計処理の上で調整が必要となることを断っておきたい⁶⁾。

なお資産純増という観点に立つとき、持家の帰属サービスから減価償却分をさらに控除して所得に計上する必要がある。

2.2 耐久消費財の帰属サービス

住宅や耐久消費財は耐用期間が長く、それらのサービスを家計は一般に長期にわたって享受する。したがって住宅や耐久消費財については耐用期間を通じてその帰属サービス分を所得・消費支出の双方に計上することが求められよう。住宅と自動車・家具・電気製品等の耐久消費財は原理的には同一に取扱うしかないものである。

しかるに現在、住宅と耐久消費財は別々に統計上処理されている。すなわち住宅は購入時に購入額が貯蓄に区分され、以後年々帰属サービス分が所得と消費支出に計上される。他方、耐久消費財は購入時に購入額が全額消費支出に計上され、翌年以降帰属サービス分の計上はいっさいない。

耐久消費財を統計上このように取り扱わざるを得なかつたことには、それなりの事情があった。まず、耐久消費財は個々の品目をみてもきわめて多様であり、帰属サービスの推計に必要となる情報はかなり多い。それにもかかわらず関連する情報の利用可能性はひどく限定されていた。また住宅とちがい、自動車以外のレンタル・マーケットはほとんど育っておらず、レンタル料で帰属サービス分を推計しようとしても、それはほとんど不可能であった。いきおい帰属サービス分の推計にはアドホックな仮定をおかざるを得ず、推計値全体の統計的信頼性もそれほど高くない。このよう

な状況下では耐久消費財の帰属サービス分は考慮しない方がかえって賢明な選択である。これが大方の意見であった⁷⁾。

ただし他の経済的諸条件が全く同じであっても、耐久消費財の保有ストックがかなり大きい場合とそれがゼロに近い場合では経済的厚生に無視しえない差が生じる。また自動車等の耐久消費財がレンタルされる場合、レンタル料から諸経費を控除した分は付加価値として所得に計上される。またレンタル料は消費支出に計上される。一方、それが自家所有の場合、年々のサービスフローは所得にも消費支出にも計上されない。このように差別的な統計上の取扱いは国際比較上の問題を残している。

近年、耐久消費財を住宅と同様に考え、その帰属サービス分を推計して所得と消費支出に計上するという試みがいくつか行われるようになった。Blades [2], 堀江 [7], Takagi [20] 等はその最近の例である。

われわれも耐久消費財については、購入時に購入分を貯蓄として区分する一方、年々の帰属サービス分を推計して所得と消費支出の双方に計上することにしたい。なお資産純増という観点に立つと、帰属サービスから減価償却分を控除した金額を所得として計上する必要があることはいうまでもない。

ところで耐久消費財ストックのサービスフローはそもそも経済的にはどのように理解したらよいのだろうか。

これまでのところ、すでにいくつかの考え方方が示されている⁸⁾。ここでは、いわゆる「使用者費用」(user cost)アプローチにしたがって、そのサービスフローを計測することにしたい。このアプローチにおいては、耐久消費財ストックの購入価格

7) 新SNAでは耐久消費財をボーダーライン上にあると考え、苦肉の策としてフロー編では年々の購入額を一括して消費支出に計上する一方、ストック編では「参考表」を用意し主要な耐久消費財のストック残高を毎年推計している。

8) 耐久消費財ストックからのサービスフローをどう計測するかに関する展望論文にKatz [9] があるので、参照を乞いたい。

6) なお新SNAでは家賃を「空間に対する賃貸料」(space rent)としてとらえており、その中に地代を含めていない。

は期待将来収益の割引現在価値に等しい。このとき年々のサービスフローは、機会費用と市場価値年間予想下落分(the expected decline in the market value of the durable during the year)の合計に等しくなる(その証明については、たとえばHotelling[8]をみよ)。後者の予想下落分は減価償却と予想キャピタルロスの和に等しいと考えてよい。すなわち耐久消費財のサービスフローは、①機会費用②減価償却分③予想キャピタルロス、の3つの合計に等しくなる⁹⁾。

3 資産純増ベースの貯蓄率

3.1 新たな定式化

本稿では、家計の所得を家計の保有する資産から生みだされる収益として定義する。この定義はH.サイモンズの所得の定義(ある家計が期初に所有している資産の総額を期末においても維持するという制約条件のもとで、一定期間中に消費しうる価値額の最大値)と基本的に同じであり、包括的所得税のタックス・ベースとも理論的には一致している(文献[17]参照)。この場合、所得は消費支出に資産価値の純増分を加えた金額に等しい。

家計の保有する資産は人的資産・金融資産・実物資産の3つに区分される。各資産から発生する(または各資産に帰着する)所得としては、勤労所得・事業所得・社会保障給付・利子・配当・金融資産キャピタルゲイン(またはキャピタルロス)・家賃・地代・帰属サービス・実物資産キャピタルゲイン(またはキャピタルロス)等がある。これらの項目を積みあげて家計部門の粗所得(グローバル)を計算する。

家計部門の可処分所得(グローバル)は、上述の粗所得から税金・社会保険料・ローン金利支払

分の3つを控除した金額に等しい。またネットタームの可処分所得は、上記の金額からさらに住宅・耐久消費財の減価償却分をそれぞれ控除したものである。

他方、消費支出は、従来の概念に医療現物給付分を加える一方、耐久消費財購入分を控除してそのサービスフローを計上したものとする。また住宅の帰属サービスも計上する。

このとき資産純増ベースの貯蓄率は、1マイナス(消費支出)/(可処分所得)で与えられる。

3.2 『全国消費実態調査』における貯蓄率との関係

本稿では計測の基礎データとして総務庁『全国消費実態調査』(以下、単に『全消』と略称する)を利用する。そこで、ここでは、3.1項で定義した資産純増ベースの貯蓄率と『全消』における貯蓄率が概念上どう違っているかを明らかにしておきたい。

(1) 親族等への仕送り金

親族等への仕送り金は、『全消』では送り手世帯の消費支出の1項目(10大分類における「その他消費支出」の1項目)として計上される一方、受け手世帯の年間収入の1項目としても計上されている。われわれは二重計上をさけるため、親族等への仕送り金を送り手世帯の年間収入から控除し、また送り手世帯の消費支出にも計上しないことにした。

(2) 医療現物給付

『全消』では、医療機関への医療費支払分として社会保険医療の患者窓口負担額のみが事実上計上されている。しかし、われわれは窓口負担とはなっていない社会保険負担分を移転所得として各家計に帰属させる一方、医療費支出として消費支出に計上することにした。

医療給付の中には感染性の疾患にみられるよう外部性が認められるものもある。このような給付を当該世帯のみに帰属させることはミクロのレベルでは問題が残る。しかし家計部門全体を考察するときには、この外部性を無視しても構わないだろう。

なお社会保険医療の現物給付とかなり似た性格

9) これは、つぎのように考えれば理解が容易となる。耐久消費財は保有しなくとも利用するだけで同等のサービスを享受することができる。保有しない場合、購入額相当分を金融資産の形で保有すると、そこから利子等の金融収益が生じる。これが機会費用である。他方、耐久消費財を保有せずに利用するためにはレンタル・マーケットからそれを借りてくる必要がある。そのときのレンタル料が減価償却と予想キャピタルロスの和に等しいと考えればよい。

をもつものとして公教育の現物給付を挙げることができる。ただし本稿では時間の制約により公教育の現物給付については家計部門への帰属をしなかった。

(3) 住宅の帰属サービス

『全消』では、持家の帰属家賃を参考計数として別途推計しているものの、これを所得や消費支出に計上して貯蓄率を計算するということはしていない。また持家住宅の減価償却分を所得から控除するということもしていない。

われわれは第2節で述べたように持家の帰属家賃を推計し、そこから修繕・維持費を控除した金額を帰属サービス分として所得と消費支出の双方に計上することにした。なお所得からは持家の減価償却分を控除し、ネットタームの所得を算出する。

修繕・維持費は『全消』における「住居費」の中の「設備修繕・維持費」の計数をそのまま利用した。

給与住宅・公営住宅・公団賃貸住宅・公社賃貸住宅(以下「給与住宅等」と一括する)等についても本稿では帰属家賃を推計した。この帰属家賃と実際の支払い家賃との差を「差額家賃」と呼ぶ。この差額家賃から修繕・維持費を控除した金額を給与住宅等への帰属サービス分として所得と消費支出の双方に計上した。

(4) 耐久消費財の帰属サービス

『全消』では耐久消費財は購入時に購入額を一括して消費支出に計上している。

しかし、われわれは第2節で述べたように耐久消費財を住宅と同様に扱うこととした。すなわち耐久消費財の購入は貯蓄として区分する一方、耐久消費財ストックからのサービスフローを年々の所得・消費支出に計上するのである。したがって『全消』の計数と概念調整するために、『全消』の耐久消費財購入額は消費支出から控除し、他方で推計された耐久消費財サービスのフローを消費支出に加えた。また所得には上記の耐久消費財サービスのフローを加える一方、耐久消費財ストックの減価償却分を所得から控除した。

なお『全消』の耐久消費財購入額には、設備修

繕・維持に要する「設備器具」購入分が含まれている。設備器具購入分は耐久消費財サービスの生産に伴う中間投入であり、資産の増加には結びつかない。そこで消費支出から耐久消費財購入額を控除するさい、購入額から設備器具購入分を除いた金額を控除することにした。

(5) 資産ストックの評価損益

われわれは資産純増分を純貯蓄としている。したがって各種資産の評価損益(キャピタルゲイン、キャピタルロス)を所得に計上することにした。

具体的には金融債券・株式の評価損益、住宅・土地の評価損益、耐久消費財の評価損益等が考えられる。

ここでは1984年分のデータについて計測した。そのさい評価損益を実際に計上したのは株式のキャピタルゲインだけであった。すなわち株式のキャピタルゲインとして、1984年11月末にいたる1年間の株価上昇率27.33%(東証第1部上場株式の平均株価上昇率)を利用した。残りの金融債券・住宅・土地・耐久消費財の評価損益については、1984年の年間を通じ債券価格・住宅建築費・住宅地公示地価・耐久消費財価格のいずれもが総じてほとんど変動しなかったので、ゼロと仮定した。

『全消』の年間収入は各種資産の評価損益をいっさい含まない概念である。『全消』との概念調整にあたり、ここでは各種資産の評価損益を所得に加えている¹⁰⁾。

4 統計上の諸問題

われわれは繰り返し述べるように基礎データとして総務庁『全消』(1984年)を利用した。『全消』の計数は総じて信頼性がきわめて高い¹¹⁾。ただし信頼性がそれほど高くない項目も例外的に2,3ある。また『全消』からは直接入手することのでき

10) 本稿における貯蓄率の概念は新SNAのそれといいくつかの点で違っている。そのうち主要なものは、耐久消費財の取扱いと、資産の評価損益の取扱いである。新SNAにおける耐久消費財の概念上の取扱いは基本的に『全消』のそれと同じであると考えてよいだろう。また資産の評価損益は、生産に伴って生じる付加価値ではないので、新SNAのフロー編では考慮されていない。資産の評価損益は新SNAのストック編における「調整勘定」に計上されている。

ない医療現物給付、耐久消費財のサービスフローや住宅・耐久消費財の減価償却分等については別途推計する必要があった¹¹⁾。本節では、上記のような統計上の問題について述べることにする。

4.1 ローン金利支払分

『全消』や『家計調査』においては、ローン金利の支払分は概念上「非消費支出」の1項目として区分され、税金・社会保険料とともに所得から控除されている。

ローン金利支払分を消費支出に計上しないのは、つぎのような理由があるからにはほかならない。すなわち預貯金の利子は財産所得として所得に計上している。このような預貯金利子の取扱いと整合性を保つためには、ローン金利を所得から控除し、したがって消費支出には計上しないようにする必要がある。

『全消』におけるローン金利支払分の取扱いは、このような意味で概念上の問題はない。

ただし『全消』における実際の記入額を調べてみると、金融負債があるにもかかわらずローン金利支払分をゼロとしている(より厳密には無記入としている)ケースが圧倒的に多い。

われわれはローン金利支払分を『全消』の金融負債現在高の計数を利用して別途推計した。具体的には、住宅・土地購入のための負債については年利8.0%、その他負債については年利13.5%(消費者ローン金利)を仮定して金利支払分を計算した。

4.2 利子・配当

『全消』年間収入調査に記載されている利子・配当も信頼性という点で問題がある。利子・配当を無記入としているケースがかなり多い。また記入があっても10万円の倍数で金額を計上している例が少なくない。

そこで、われわれは『全消』の金融資産残高を利用して利子・配当を別途推計することにした。すなわち1984年の実際値を参考にして各金融資産の年間收益率を普通預貯金1.5%、銀行定期預

金5.5%、郵便定期性貯金4.5%、信託5.95%等とそれぞれ仮定した。また株式配当としては1.19%(東証第1部上場株式の平均配当利回り)を用いた。

本稿で推計した2人以上の普通世帯分の利子・配当合計額と比較すると、『全消』に記載されている利子・配当合計額はその約40%にとどまっている。

4.3 医療現物給付

医療現物給付に関する計数は『全消』からは直接得られない。そこで『全消』記載の「保健医療サービス」支出額(いわゆる患者窓口負担分)を基礎にして、自己負担割合・年齢別1人当たり平均国民医療費等に関するデータを利用しつつ世帯ごとに社会保険医療の現物給付額を推計することにした。1984年度の国民医療費に占める患者窓口負担の割合は10.5%にすぎない。

4.4 持家の帰属家賃

英米とちがい、日本では持家と借家の交換可能性は一般にそれほど高くない。民間の市場家賃を利用して持家の帰属家賃を直接推計するということは、その意味において日本では困難である。

『全消』では持家の帰属家賃が参考計数として報告書に記載されている。その推計方法の特徴はつきのとおりである。(1)民間の市場家賃に関するデータを利用して持家の帰属家賃を推計する、(2)民間の市場家賃には、いわゆる「地代の要素」が含まれていない、(3)民間の市場家賃は、都市別の人口規模と諸々の住宅属性(木造・鉄筋コンクリート等の住宅構造、延べ床面積、建築時期、浴室の有無等)で説明できる。

議論が必要であると思われるのは、特徴の(2)(3)である。まず(2)については、借家の場合、家賃とは別に地代を支払っていない。しかし借家は地上権を事实上行使しており、土地サービスと住宅サービスを抱きあわせて享受していると考える方が自然である。すなわち支払家賃の中には「地代の要素」が含まれていると現実には判断すべきだろう¹²⁾。

そうすると、家賃の説明変数としては地代の説

11) 『全消』計数の信頼性チェックおよび各種項目の別途推計、の詳細については文献[22]の第3章と第4章を参照してほしい。

12) 新SNAでは地代は財産所得であり、「移転所

明変数をも含める必要がある。いくつかの条件の下で地代は土地の(限界)生産性に等しいという関係が成立している。ここでは生産性の代理変数に土地の価格(地価)をあてることにした¹³⁾。

地域別に家賃の水準が異なるのは、地価のちがいに加え、住宅建築費のちがい、空家比率のちがい等があるからであろう。ここでは、統計データの制約により空家比率を説明変数に加えることはしなかった。ただし住宅建築費のちがいは直接考慮することにした。この点で『全消』とは違っている。

住宅の建築費は持家と借家でちがいが小さくない。全国平均でみると借家の単位床面積あたりの建築費は持家のそれの77%である。これが最近の実績である。われわれは、この相違を考慮して持家の帰属家賃を推計することにした。

なお家賃の説明変数としては浴室の有無よりも水洗トイレの有無の方が重要であると考え、後者を前者の代わりに採用した。

以上のような調整をした上で改めて持家の帰属家賃を推計してみると、2人以上の普通世帯の全国平均は1984年現在、年額で115万円あまり(月額10万円弱)となった。また中央値は94万円弱(月額7万8000円)と推計された。『全消』記載の持家の帰属家賃は平均で年額46万円あまりであり、われわれの推計値は、その2.5倍となっている。

給与住宅等についてもほぼ同様の手続によって帰属家賃を推計した。その推計値は全国平均で年額71万円弱、中央値56万円弱であった。支払い家賃は全国平均で年額18万円弱だったので、帰属家賃との差分(全国平均で年額53万円弱)が「差額家賃」に相当することになる。

4.5 住宅・耐久消費財の減価償却

減価償却額そのものは『全消』には記載されていない。そこで『全消』等のデータを利用して再

得」の1つであると想定されている(詳しくは作間[16]をみよ)。本稿での地代の取扱いは、このような新SNAのそれとは根本的に異なっている。念のため。

13) 地価は、将来における予想地代の割引現在価値を合計したものであって、現在の地代とは直接関係がない。これが経済学の標準的考え方であろう。このような考え方方に立つと、本文の仮定には疑問が残る。

取得価額を住宅・耐久消費財のそれぞれについて推計し、定率法にしたがってそれぞれの減価償却額を計算した¹⁴⁾。すなわち住宅の場合、防火木造9.9%(耐用年数22年)、鉄筋コンクリート造3.8%(耐用年数60年)等の年率で減価すると仮定した。また耐久消費財は資料の制約により使用年数を耐用年数の半分とみなした。自動車(新車)をはじめとする主要耐久消費財の耐用年数は8年といいうものが多い。

2人以上の普通世帯における資産評価額は1984年において全国平均で住宅410万円強、耐久消費財ストック200万円弱と推計された。減価償却額は全国平均で住宅34万円弱、耐久消費財ストック52万円となった。

4.6 耐久消費財のサービスフロー

『全消』からは耐久消費財のサービスフローに関する計数も直接得られない。そこで本稿2.2項で述べた考え方についたがって、そのサービスフローを推計した。そのさい機会費用の計算にあたって代替資産の年間收益率を5.5%と仮定し、また耐久消費財価格は1984年の一年間を通じて不变にとどまった(キャピタルロス分はゼロ)と想定した。

耐久消費財のサービスフローは、2人以上の普通世帯全体で平均年額63万円となった。

4.7 その他

税金・社会保険料の年間負担額も『全消』には記載されていない。そこで『全消』の年間収入調査等を利用して所得税・住民税を推計するとともに、社会保険料についても各制度の規定にそって独自に計算した。

5 貯蓄率の推計結果

以上のような概念整理と統計処理によって資産純増ベースの貯蓄率がどう推計されたかを本節では説明しよう。

まず『全消』記載のオリジナル・データをそのまま用いて従来の定義どおりに貯蓄率を計算する。ついで『全消』記載のオリジナル・データのうち

14) 減価償却額の計算方法には定率法以外にいろいろなやり方がある。とりあえずKatz[9]の展望論文を参照してほしい。

表 1 可処分所得と消費支出の範囲

ケース	可処分所得	消費支出
I	『全消』における年間収入 -(税金+社会保険料)	『全消』における消費支出
II	ケースIの可処分所得 -(ローン金利支払額)	ケースIの消費支出
III	ケースIIの可処分所得 +(金融資産から推計した利子・配当-『全消』に記載 されている利子・配当)	ケースIの消費支出
IV	ケースIIIの可処分所得 -(親族等への仕送り金)	ケースIの消費支出 -(親族等への仕送り金)
V	ケースIVの可処分所得 +(医療現物給付)	ケースIVの消費支出 +(医療現物給付)
VI	ケースVの可処分所得 +(持家の帰属家賃+給与住宅等の差額家賃-住宅の修 繕・維持費) -(持家住宅の減価償却費)	ケースVの消費支出 +(持家の帰属家賃+給与住宅等の差額家賃-住宅の修 繕・維持費)
VII	ケースVIの可処分所得 +(耐久消費財のサービスフロー) -(耐久消費財の減価償却費)	ケースVIの消費支出 +(耐久消費財のサービスフロー) -(耐久消費財の購入額)
VIII	ケースVIIの可処分所得 +(株式の評価損益+住宅・土地の評価損益+耐久消費 財の評価損益)	ケースVIIの消費支出

信頼性という点で問題のあるローン金利支払額・利子・配当を別途推計した金額に置き換えて貯蓄率を推計した結果を順次示す。さらに親族等への仕送り金の統計的な取扱いにおいて二重計上を取り除くような調整をすると結果がどう変わるかについて報告する。最後に、医療現物給付・住宅の帰属サービス・耐久消費財の帰属サービス・資産評価損益等について概念調整した推計結果を示すことにしたい。表1は、貯蓄率の推計にあたり、可処分所得と消費支出の範囲を順次どう調整していったかをとりまとめたものである。表1にしたがって推計した2人以上の普通世帯分についての1984年におけるマクロの貯蓄率は表2のようになった。

表1、表2についての若干の注意を述べながら、その推計結果を解説しよう。まず、ケースIにおける可処分所得は『全消』記載の「年間収入」から別途推計した税金・社会保険料(いずれも年額)を控除したものである。税金としては所得税・住民税のみを推計し、固定資産税・贈与税・相続

表 2 マクロの貯蓄率(1984年, %)

ケース	貯蓄率
I	27.2
II	22.9
III	25.3
IV	25.7
V	23.4
VI	16.4
VII	9.2
VIII	11.4

注) 2人以上の普通世帯分

税・自動車重量税等は推計しなかった。また社会保険料としては年金・医療分のみを推計し、雇用保険用は推計しなかった。したがってケースIにおける可処分所得は固定資産税・雇用保険料等の分だけ過大推計になっている。

他方、ケースIの消費支出は『全消』記載の消費支出(9~11月の3ヶ月平均)を季節調整して年間計数に換算したものである。これには耐久消費財購入分が含まれている。『全消』家計収支編に計上されている耐久消費財支出額(購入額)には自

自動車購入費等において少なからぬ記入も認められた。したがってケースⅠの消費支出は実際の金額より過小であると考えるべきである。

つまりケースⅠでは可処分所得が過大であり、消費支出が過小である。このとき貯蓄率は過大となる。この点に読者の注意を促したい。

なお耐久消費財購入額の過小計上による貯蓄率の過大推計はケースⅥまでつづく。ケースⅦで耐久消費財購入額は消費支出から控除されるので、ケースⅦ以降においては、耐久消費財購入額の過小計上による貯蓄率の過大推計という問題は消失する。

ケースⅠの貯蓄率は27.2%となった。この水準はきわめて高いといえるものの、上述のような事情により過大推計となっていることを看過してはしくない。

ケースⅡは、ケースⅠの可処分所得から別途推計したローン金利支払分を控除して貯蓄率を計算したものである。近年、日本においても住宅ローンや消費者ローンはすでにかなり普及している。そのため、年々のローン金利支払分もかなりのオーダーに達している(2人以上普通世帯分を1984年について推計すると年額7兆5000億円強になった)。ローン金利支払分を所得から控除すると可処分所得は小さくなる。他方、この調整において消費支出は変わらない。このとき消費性向は上昇し貯蓄率は低下する。表2によると低下幅は4.3%になっている。ローン金利支払分による貯蓄率の低下は今日、決して小さくないといえよう。

ケースⅢでは、ケースⅡにおける可処分所得のうち、『全消』記載の利子・配当に代えて別途、金融資産現在高から推計した利子・配当を計上した。別途推計した利子・配当の方が金額は多いので、可処分所得は増加する。他方、消費支出はこの調整では不変である。このとき消費性向は低下し、したがって貯蓄率は上昇する。表2によると上昇幅は2.4%となった。

ケースⅣでは親族等への仕送り金の二重計上を取り除く調整を行った。すなわち可処分所得と消費支出の双方から送り手世帯における親族への仕送り金を控除した。このとき可処分所得と消費支

出は同額だけ小さくなるので、消費性向は低下する¹⁵⁾。したがって、この調整により貯蓄率は上昇する。表2によると、その上昇幅は0.2%と推計された。

ケースⅤでは、医療の現物給付分を可処分所得と消費支出の双方に加えるという調整をした。このとき可処分所得と消費支出は同額だけふえるので、その比である消費性向は上昇する。すなわち医療現物給付分の家計への帰属は貯蓄率を低下させる。

表2によると、その低下幅は2.3%であった。医療現物給付は2人以上の普通世帯分で1984年度に年間約12兆6500億円と推計され、それなりに金額が大きい。

ケースⅥでは、ケースⅤの可処分所得に別途推計した持家の帰属家賃と給与住宅等の差額家賃を加え、住宅の修繕・維持費を可処分所得から控除した。さらに可処分所得から持家住宅の減価償却分を控除した。他方、消費支出には持家の帰属家賃と給与住宅等の差額家賃を加え、住宅の修繕・維持費を消費支出から控除した。帰属家賃・差額家賃の調整で消費性向は上昇し、貯蓄率は低下する。また減価償却分の調整も貯蓄率を低下させる。

表2によると、ケースⅥの調整で貯蓄率の低下幅は7.0%と推計された。このうち減価償却分の調整によって3.9%，残りの3.1%は帰属家賃等の調整によって生じている。ちなみに1984年における持家住宅の減価償却額は7兆3000億円弱、持家住宅の帰属家賃は年間約25兆円、給与住宅等の差額家賃は年間で約2兆円(いずれも2人以上の普通世帯分の合計額)と推計されている。帰属家賃・住宅の減価償却分の調整による貯蓄率の低下幅はそれなりに大きいといえよう。

ケースⅦでは、耐久消費財の取扱いに関する調整を一括して行った。すなわちケースⅥの可処分所得に耐久消費財のサービスフローを加える一方、その減価償却額を可処分所得から控除した。この

15) A/Bの分子・分母に限りなく大きいCを加えると、その値は1に近づく。ここで $0 < A < B < C$ とする。

調整は結果的に、ケースVIの可処分所得に機会費用分だけを加えることを意味している(耐久消費財のキャピタルロスはゼロと仮定した)。

他方、消費支出はケースVIのそれから耐久消費財購入額を控除し、代わりに耐久消費財のサービスフローを計上した。

仮に耐久消費財購入額がその減価償却額に等しい(耐久消費財ストックが一定に保たれるケース)としよう。このとき消費支出は機会費用分だけ増加することになる。この場合、可処分所得も消費支出も同額だけふえるから消費性向は上昇し、貯蓄率は低下する。

耐久消費財購入額がその減価償却額より大きい場合はどうか(このケースは、これまでの日本に関するかぎり現実的な仮定であると思われる)。この場合、消費支出は上述のケースより小さくなり、貯蓄率は上昇する可能性がある¹⁶⁾。

表2によると、貯蓄率は7.2%低下しているが、この低下には留保が必要である。ケースIを説明したさいにすでに述べたように『全消』に計上されている耐久消費財の購入額はかなり過小である¹⁷⁾。この購入額を仮に実際の購入額に近い値に替えれば、ケースVIからケースVIIにかけて貯蓄率は上昇したかもしれない。

われわれにとって当面の関心事は、資産純増ベースの貯蓄率を推計することである。耐久消費財購入額はケースIからケースVIまでの貯蓄率を左右するものの、ケースVIIとケースVIIIの貯蓄率には無関係である。信頼性が高いという点ではケースVIIの貯蓄率をベースとみなしてもよい。ケースIからケースVIまでの貯蓄率はその差分だけに着目するだけで十分であろう。

ケースVIIの貯蓄率は9.2%と推計された。キャピタルゲインやキャピタルロスを調整する前の貯蓄率であり、仮に安定性を期待するとしたら、この貯蓄率を参考にすることが妥当であると思われ

る。

ケースVIIIでは、資産評価損益を可処分所得に加える調整をした。1984年の調整においては株式のキャピタルゲインのみを考慮した。消費支出は不变であり可処分所得のみ増加するので、消費性向は低下し貯蓄率は上昇することになる。表2によると、ケースVIIからケースVIIIにかけて貯蓄率は2.2%上昇する結果となった。

資産純増分ベースの貯蓄率を2人以上の普通世帯分について推計した結果、1984年の計数は最終的に11.4%となった¹⁸⁾。

日本以外の国で、ここで推計したような資産純増ベースの貯蓄率を計測した例は今のところほとんどない。したがって11.4%という水準が高いかあるいは低いかについては軽々には言えない。ただし最近、Faltush[6]によって推計された英国における資産純増ベースの貯蓄率は1987年で13 1/2であった。この計数と比較するかぎりにおいて1984年の日本における2人以上の普通世帯の貯蓄率は必ずしも高いとはいえない。

表2に示された推計結果の読み込みには、さらに次の2点で注意が必要となる。まず第1に、キャピタルゲインの推計額は年々大きく変動する。とくに1986年から1987年にかけて発生した土地と株式のキャピタルゲインはすでに述べたように、きわめて巨大な金額になった。両年における日本家計の貯蓄率は資産純増ベースで計測すれば数10%になったはずである。他方、いわゆる第1次石油危機に見舞われた直後の1974年から1975年にかけては少なからぬキャピタルロスが発生し、日本家計の貯蓄率は資産純増ベースで計測するかぎりマイナスになったおそれが強い。キャピタルゲインやキャピタルロスを可処分所得に計上すると、資産純増ベースの貯蓄率はこのように大きく変動すると考えてほぼ間違いないだろう。ただし戦後の高度成長期以降、いわゆる第1次石油ショ

16) たとえばTakagi[20]をみよ。

17) 『全消』耐久消費財編に計上されている耐久消費財のストック保有量に基づいて、1984年における減価償却分を推計すると2人以上の普通世帯全体で18兆4000億円弱であった。実際には、この減価償却額以上の耐久消費財購入があったと推定される。

18) 1979年の『全消』を利用し、本文に述べた手順とほぼ同様の方法で資産純増ベースの貯蓄率を計算すると10.8%(株式のキャピタルゲインを除くと10.6%)になった。なお、この計数は農家を除く2人以上の普通世帯分についてのものである。

ックの直後の時期等を除けば、キャピタルゲインが継続的に毎年かなりの規模で発生し、資産の純増に少なからぬ寄与をしてきた。1984年のキャピタルゲインはたまたま例外に近い比較的小額のオーダーにとどまったと考えるべきだろう。

第2に、安定性を期待する向きにとってはキャピタルゲインやキャピタルロスを調整する前の貯蓄率すなわちケースVIIの貯蓄率が参考となろう。この貯蓄率(9.2%)は、住宅・耐久消費財の減価償却分を所得から控除して推計されており、ネットタームの貯蓄率を意味している。住宅・耐久消費財の減価償却分を控除しないグロースタームの貯蓄率は、ケースVIIのそれより11.2%も高い。これが1984年における2人以上の普通世帯分の実態であった。普通世帯における貯蓄率はそれなりに高いかもしれないが、そのうちの11%程度は住宅と耐久消費財の減耗でくいつぶされていたのである。

このような事実を踏まえると、現金収入のうちに単に消費にまわさない分を多少とも確保するというだけでは資産純増をそれほど多くは期待できなかつたに違いない。貯蓄が多少とも積みあがった段階で土地(と株式)を購入する。そのようなポートフォリオの変更が結果的に意図せざる資産増につながった。このような姿こそ日本の少なからぬ世帯がここ30年あまりの間に経験したことではないだろうか。

6 結びに代えて

本稿の主要内容は、すでに紙幅も尽きたので、ここでは要約しない。今後においてさらに研究を深めるべき論点を2,3指摘して本稿を閉じることにする。

まず第1に本稿の問題意識はR.アイスナーのTISAとほとんど同一であるものの、TISAそのものについては本稿では説明しなかった。TISAそのものの理解には、所得や資産をどのように定義するか、いわゆる新SNAとは具体的にどのような点において異なっているか等々を1つひとつ煮詰める作業が必要となる。

第2に、本稿の計測結果は減価償却分の計算方

法や耐久消費財のサービスフローあるいは帰属家賃の計測方法を具体的にどうするかによって多少とも異なる可能性がある。われわれは、それぞれについて1つの計測方法を示したが、その結果は他の計算方法によってチェックされる必要があろう。

第3に、貯蓄率の計測は1984年における日本の2人以上の普通世帯分に限定されている。単身者世帯分を含めたり、他の年次について計測したりすること、あるいは他国の関連データを利用して同様の計測をしたりすること、等は今後の課題として残されている。

(一橋大学経済研究所)

参考文献

- [1] D. W. Blades(1988), "Household Saving Ratios for Japan and Other OECD Countries," a paper presented at the EPA international symposium on "Global Role of the Japanese Economy with Affluent Savings and Accumulated Wealth," EPA, Tokyo, October.
- [2] D. W. Blades and P. H. Sturm(1982), "The Concept and Measurement of Savings: The United States and Other Industrialized Countries," in *Saving and Government Policy*, Conference Series, No. 25, The Federal Reserve Bank of Boston.
- [3] E. F. Denison(1947), "Report on Tripartite Discussions of National Income Measurement," in *Studies in Income and Wealth*, Vol. 10, NBER.
- [4] R. Eisner(1980), "Capital Gains and Income: Real Changes in the Value of Capital in the United States, 1946-77," in D. Usher ed., *The Measurement of Capital*, Studies in Income and Wealth, Vol. 45, The Univ. of Chicago Press.
- [5] R. Eisner et al.(1982), "Total Incomes in the United States, 1946-76: A Summary Report," *Review of Income and Wealth*, 28(2).
- [6] P. Falush(1988), "Saving Too Little, Borrowing Too Much," *Post Magazine*, 30th, June.
- [7] 堀江康熙(1985)「家計貯蓄率の動向」『金融研究』4(3).
- [8] H. Hotelling(1925), "A General Mathematical Theory of Depreciation," *Journal of the American Statistical Association*, Vol. 20, September.
- [9] A. J. Katz(1983), "Valuing the Service of Consumer Durables," *Review of Income and Wealth*, 29(4).
- [10] 経済企画庁経済研究所国民所得部編(1978)『新SNAの特徴』季刊国民経済計算別冊, 12月.
- [11] 倉林義正(1989a)『新SNAの成立と発展』岩

波書店。

[12] 倉林義正(1989 b)「SNA 改訂をめぐる専門家会議の主要論点(その 1)」一橋大学経済研究所, DP-B 3, 3 月。

[13] 清口敏行(1988)「日本の消費関数分析の展望」『経済研究』39(3)。

[14] 日本銀行調査統計局(1988)「米国の家計部門の貯蓄について」『日本銀行調査月報』6 月号。

[15] 大前研一(1988)「『日本は貯蓄大国』のウソ」『文芸春秋』5 月号。

[16] 作間逸雄(1989)「新 SNA における『移転』概念の解釈とその擁護」『社会科学年報』(専修大学), 23 号。

[17] H. C. Simons(1938), *Personal Income Taxation*, The Univ. of Chicago Press.

[18] P. Studenski(1958), *The Income of Nations*, New York Univ. Press.

[19] L. Summers and C. Carroll(1987), "Why Is

U. S. National Saving So Low?" Brookings Papers on Economic Activity, 2.

[20] S. Takagi(1988), "Trends of Saving and Assets and the Future Tasks of National Accounts," a paper presented at the EPA international symposium on "Global Role of the Japanese Economy with Affluent Savings and Accumulated Wealth," EPA, Tokyo, October.

[21] 高山憲之(1989)「家計資産保有状況の日米比較」『日本労働協会雑誌』7 月号。

[22] 高山憲之ほか(1989)「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』116 号, 経済企画庁。

[23] R. Eisner(1988), "Extended Accounts for National Income and Product," *Journal of Economic Literature*, 26, December.

[24] ———(1989), "Divergences of Measurement and Theory and Some Implications for Economic Policy," *American Economic Review*, 79(1), March.

The Economic Studies Quarterly Vol. 40 No. 2 (発売中)

季刊理論経済学

Articles:

- | | |
|---|--------------------------------|
| Search While Consuming | R. Manning |
| Implicit Contracts and Reputations | Hiroshi Osano |
| A Simple Analysis of Mutually Disadvantageous Trading Opportunities | Richard Cornes and Frank Milne |

石油価格変化のマクロ・インパクト

- | | |
|----------------------------------|------|
| ——日本経済の一均衡(CGE)分析 | 江崎光男 |
| 財政赤字と資本形成——インフレ税の与える影響について | 岩本康志 |
| 開放経済の在庫マクロモデル | 柳田辰雄 |

Notes and Communications:

- | | |
|--|-----------------|
| 対象・選好空間上の連続効用表現定理について | 伊藤成康 |
| Duality Between Generalized Lorenz Curves and Distribution Functions | Paul D. Thistle |

Book Reviews:

- | | |
|-------------------|------|
| 上野裕也著『競争と規制』..... | 三輪芳朗 |
| 小谷清著『不均衡理論』..... | 吹春俊隆 |

